

この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れのおそれがあります。

- 所定の費用・手数料がかかります。
- 為替リスクがあります。
- 特別勘定の運用実績や為替相場の変動、解約時の市場環境などの変化により、損失が生じるおそれがあります。

ビーウィズユープラス

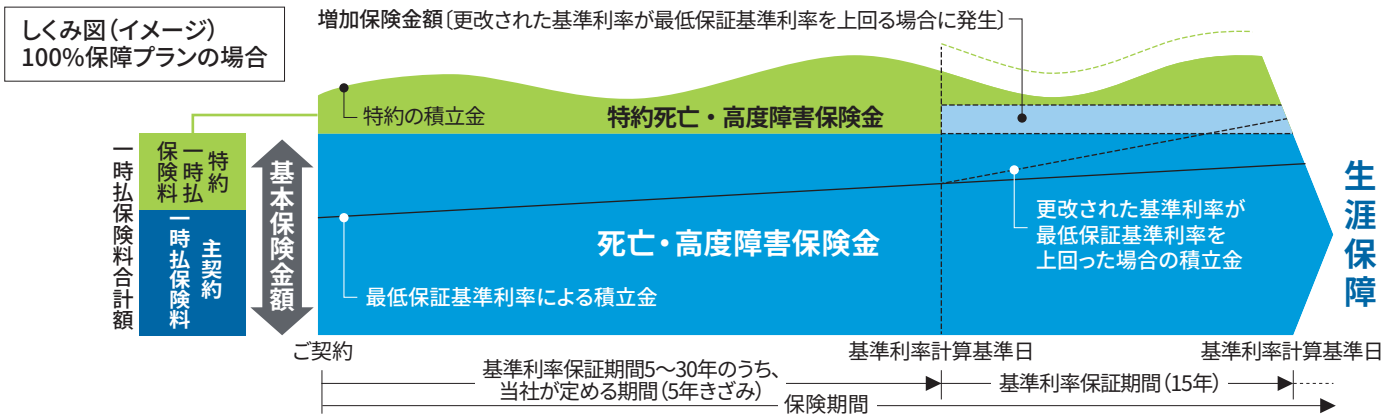
利率変動型一時払終身保険(米ドル建16)

メットライフ生命 ビーウィズユープラス	この商品が満たす主な保障分野						貯蓄部分
	死亡	病気・ケガ	ガン	介護	教育・老後資金準備 役員・従業員の 退職金準備	資産運用	
	○				○	○	○

1 商品の特徴としくみ

- 生涯にわたり、死亡・高度障害の保障を準備できる米ドル建の一時払いタイプの商品です。
- 保険料の払い込みや保険金の受け取りなどは、すべて米ドルで行います。特約を付加することで、これらを円で行うこともできます。
- 基準利率は、年2.00%が最低保証されます。基準利率は、基準利率計算基準日に更改されます。
- 変額終身保険特約(16)が付加されており、一時払保険料の一部*を充当することで、特別勘定の運用実績に基づき特約保険金の支払額を増減させるしくみがあります。
*契約時費用を控除します。

※主契約の基本保険金額が一時払保険料合計額の100%相当額である「100%保障プラン」と、120%相当額である「120%保障プラン」の2つのプランからお選びいただけます。



付加できる主な特約

- | | | | |
|---|---|-----------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 円に換算した解約返戻金額が目標額に到達した場合は、自動的に円建終身保険へ移行
円建終身保険移行特約(16) | <input type="checkbox"/> 余命6ヵ月以内の生前給付
リビング・ニーズ特約 | <input type="checkbox"/> 保険料円入金特約 | <input type="checkbox"/> 年金支払特約 |
| | | <input type="checkbox"/> 外貨入金特約 | <input type="checkbox"/> 給付金代理請求特約 |
| | | <input type="checkbox"/> 円支払特約 | |

※ご契約時の年齢などにより、付加できない場合があります。

2 主なお取り扱いについて(主契約)

※お取り扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約年齢範囲	被保険者:0歳~満85歳	契約者:0歳~満100歳	運用通貨	米ドル	最低保険金額	3万米ドル
保険期間	終身	解約返戻金	あります。	契約者配当	ありません。	

3 主な保障内容

	名称	支払事由	支払金額
主契約	死亡保険金	死亡されたとき	次のいずれか大きい金額
	高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当されたとき	①基本保険金額と増加保険金額の合計額 ②解約返戻金額
変額終身保険特約(16)	特約死亡保険金	死亡されたとき	この特約の積立金相当額
	特約高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当されたとき	
	特約災害死亡保険金	不慮の事故または所定の感染症により死亡されたとき	
	特約災害高度障害保険金	不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障害状態に該当されたとき	この特約の積立金の10%相当額

■ 円建終身保険移行特約(16)について

- この特約を付加した場合、主契約および変額終身保険特約(16)の外貨建解約返戻金を円に換算した金額が、あらかじめ設定された目標額(円建)に到達した場合(契約日から1年経過以後毎月判定)に、主契約および変額終身保険特約(16)の全部を自動的に円建終身保険へ移行します。この場合、保険金の受け取りなどは、すべて円で行います。なお、移行後は移行日の円建終身保険移行額を積立金とし、当社所定の利率で利息を付けて積み立てます。

■ 基準利率について

- 基準利率は、主契約の積立金(将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てる部分)に付利されます(一時払保険料に付利する利率ではありません)。

■ 諸費用についてご確認ください この保険では、下記の費用をご負担いただきます。

- 保険関係費用について 保険関係費用とは以下の費用をいい、それぞれ下記の方法で差し引くことによりご負担いただきます。

項目	時期・控除方法
保険契約の締結にかかる費用(契約時費用)	契約時に、主契約一時払保険料から差し引きます。
死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用	保険期間中、主契約の積立金から毎月差し引きます。
資産運用のための費用(運営管理費率)	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から差し引きます。

*1 保険関係費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

※当社が定めた利率から運営管理費率を差し引いたものが基準利率となります。

- 変額終身保険特約(16)のご契約にかかる諸費用について ご契約にかかる諸費用とは以下の費用の合計をいい、それぞれ下記の方法で差し引くことによりご負担いただきます。

項目	費用	時期・控除方法
この特約の締結にかかる費用(契約時費用)	特約一時払保険料に対して10%	契約時に、特約一時払保険料から差し引きます。
この特約の(災害)死亡・高度障害保障や維持のための費用	特約の積立金に対して年0.42%	日々、特約の積立金から差し引きます。
特別勘定の運用により発生する費用	特約の積立金に対して年0.396%(税込)	日々、特約の積立金から差し引きます。

*2 運用関係費用には、上記のほか信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、お客さまに間接的にご負担いただき、特別勘定のユニット価格に反映されます。なお、運用関係費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などにより将来変更される場合があります。詳しくは特別勘定のしおりをご覧ください。

- 円建終身保険移行特約(16)を付加された場合のご契約にかかる諸費用について この特約では、下記の費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期・控除方法
保険関係費用 災害死亡保障にかかる費用	年0.02%	円建終身保険に移行後、当社が定めた利率から差し引きます。

※当社が定めた利率から保険関係費用を差し引いたものが移行後の積立利率となります。

- 外貨建保険のお取り扱いの際にかかる為替手数料について 通貨交換時に生じる手数料をご負担いただきます。

(銀行などの金融機関で通貨交換をされる場合)

・外貨建の保険料を円または他の外貨から交換して用意される際には、為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(銀行などの金融機関で外貨のお払い込み・お受け取りをされる場合)

・保険料を外貨で払い込む際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります。また、保険金などを外貨で受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約などを利用される場合)

・「保険料円入金特約」「外貨入金特約」「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、特約適用時のご負担となります。特約適用時のレートは、三菱UFJ銀行が公示する外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM+50銭
外貨入金特約のレート	(豪ドルのTTM-25銭)÷(米ドルのTTM+25銭)
円支払特約のレート ^{*3}	TTM-50銭

*3 円建終身保険移行特約(16)を付加して円建終身保険に移行する場合にも当レートが適用されます。
※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※上記のレートは2023年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 年金を管理するための費用について

年金支払特約を付加し、死亡保険金などを年金で受け取られる場合、毎年の年金受取時に年金を管理するための費用(年金額の1.00%)が差し引かれます(費用の割合は、将来変更されることがあります)。

■ リスクについてご確認ください この保険にはお客さまにご注意いただきたいリスクがあります。

- 外貨建保険には、為替相場の変動によるリスクがあります

主契約および変額終身保険特約(16)の保険金額および解約返戻金額は、為替相場の変動により、受取時の為替相場で円に換算した金額が、契約時の為替相場で円に換算した金額を下回ることがあります。また、保険金などの受取時の円換算額が、主契約一時払保険料・特約一時払保険料の払込時の円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- 解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります

主契約については、解約時および減額時に、運用資産(債券など)の時価を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場金利などの変動により解約返戻金額が増減します。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

その結果、解約時および減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。市場価格調整について詳しくはご契約のしおり・約款をご覧ください。

- 変額終身保険特約(16)は、運用実績により、特約部分の受取金額が特約一時払保険料を下回る可能性(運用リスク)があります

・この特約の積立金(お払い込みいただいた特約の一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額)は主に投資信託を通じ、特別勘定の運用方針にそって株式先物や債券先物などで運用されるため、運用の対象となる株式市場や債券市場などが下落した場合には、積立金も減少します。また、この特約における通貨建以外の資産を運用対象としているものについては、為替変動の影響を受けることから積立金が減少する場合があります。

・この特約の積立金は、実際の投資金額より大きな金額で運用を行い、特別勘定のユニット価格が大きく変動する場合があります。そのため、大きな収益を得られる可能性がある一方で、大きな損失が生じる可能性があります。

・そのため、運用実績によってはこの特約の解約返戻金額や保険金額のお受取金額が特約一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります(この特約の保険金額・解約返戻金額に最低保証はありませんので、ゼロとなる可能性もあります)。詳しくは特別勘定のしおりをご覧ください。

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

詳しくは、当該商品の販売資格を持った当社コンサルタント社員または募集代理店までご相談ください。

■ お問い合わせ先/担当者

■ 引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp